

淡路広域水道企業団苦情処理共同調整会議設置要綱

平成 22 年 4 月 28 日

訓 令 第 10 号

改正 令和 3 年 9 月 29 日 訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 淡路広域水道企業団（以下「甲」という。）と淡路広域水道企業団職員労働組合（以下「乙」という。）は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 13 条の規定に基づき、職員の職場における苦情を迅速かつ適切に解決するために、苦情処理共同調整会議（以下「苦情処理会議」という。）を設ける。

(苦情の範囲)

第 2 条 職員が次に掲げる施行について苦情を有するときは、この要綱に定める手続きにより、その解決を苦情処理会議に請求することができる。

- (1) 労働協約、法令、条例、規則、通達及び就業規則の適用並びに解釈
- (2) 昇職、転職、降職及び懲戒処分その他本人の意思に反する不利益な処分
- (3) 前各号のほか日常の労働条件に関する事項

2 甲及び乙は、苦情処理会議で継続中の事項については、あつせん、調停、仲裁及び不当労働行為についての申請は行わないものとする。

(会議の構成)

第 3 条 苦情処理会議は、甲を代表する委員（以下「甲側委員」という。）と乙を代表する委員（以下「乙側委員」という。）それぞれ同数の 3 名をもって構成する。

(委員の選出)

第 4 条 前条の甲側委員は甲が、乙側委員は乙がそれぞれ選出指名する。

- 2 委員の任期は 1 年とする。ただし、再選を妨げない。
- 3 委員に事故あるときは第 1 項に準じ、代理の委員を選出する。
- 4 委員が欠けたときは、当該委員を選出した側で後任者を選出する。ただし、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(書記)

第 5 条 書記は、苦情処理会議が職員中から指名する。

(請求)

第 6 条 苦情の解決を求めようとする者（以下「申請人」という。）は様式第 1 号により、苦情申請書を苦情処理会議に提出しなければならない。

- 2 前項の申請にあたって申請人は資料等を添付することができる。
- 3 第 1 項の申請は代理人に行わせることができる。

(申請変更及び取り下げ)

第7条 申請人は、申請のときの申し出または記載した事項に変更を生じた場合は、その都度その旨を遅滞なく苦情処理会議に届出なければならない。

2 申請人は苦情処理会議が事案について決定を行うまでの間は、いつでも請求の一部または全部を取り下げることができる。

3 前項の手続きは、その旨を記載した書面をもって行う。

(審理)

第8条 苦情処理会議は、すみやかに申請された事項について審理を行い、当該苦情の受理、移送または却下を決定しなければならない。

2 申請に不備があるときは、苦情処理会議は、期間を定めて、その不備を申請人に補正させることができる。

3 苦情処理会議は、申請を受けた苦情の内容が次の各号の一に該当する場合はその申請を却下するものとする。ただし、この決定は申請人の弁明を聞いてから行わなければならない。

(1) 団体交渉事項

(2) 管理運営事項

(3) その他特に苦情として取扱うことが適当でないと認められる事項

4 苦情処理会議が申請を移送し、また却下することを決定した場合は、理由を付してその旨を遅滞なく申請人に通知しなければならない。

(会議)

第9条 苦情処理会議は、委員全員の出席により開催する。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

2 苦情処理会議の決定は、原則、出席委員の全員の一致によるが、賛否が分かれた場合は出席委員の3分の2により決する。

3 苦情処理会議は必要があると認めたときは申請人、関係当事者、証人、または参考人の出頭を求め、出頭人に質問し、または立証を求めることができる。

4 申請に際して口頭陳述を請求したときは、その機会を与えなければならない。

(処理期限)

第10条 苦情処理会議は、苦情を処理する場合には迅速公平に行い、申請または異議の申し立てを受理してから、30日以内に事案を処理しなければならない。

2 苦情処理会議は前項の期間内に事案を処理できなかったときは、すみやかにその理由を申請人に明示しなければならない。

(決定の通知)

第11条 苦情処理会議は事案の処理を決定した場合は、様式第2号により、直ちにその内容を記載した通知書を当事者に交付しなければならない。

(決定の拘束力)

第12条 苦情処理会議の最終決定は、甲乙及び申請人を拘束する。

(秘密保持義務)

第 13 条 苦情処理会議の委員及び書記はその職務に関連して知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(経費の負担)

第 14 条 苦情処理会議に要する経費は原則として甲が負担するものとする。

(委任)

第 15 条 この訓令に定めのない事項に関しては、法第 13 条第 2 項の規定により甲と乙との間における団体交渉で別に定める。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 29 日訓令第 1 号)

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

苦情処理共同調整会議 御中

年 月 日

氏 名

苦 情 申 請 書

申 請 者	所 属 名	職 名	氏 名
苦情の内容			

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

様

苦情処理共同調整会議

苦 情 第 号	申 請 者	氏 名
件 名		
会議の結果		